**避難生活環境改善推進事業費補助金取扱内規**

（趣　　旨）

1. この内規は、避難生活環境改善推進事業費補助金実施要領第４の３に基づき、支援の適否を

　　　決定するために必要な事項について定めるものとする。

（審査委員）

1. 審査委員については、別表１に掲げるものとする。

（評価項目・評価基準）

1. 各審査委員は下記の評価項目、評価基準等に基づき支援の可否を決定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 補助条件適否 | ※配分 |
| 団体情報について | ・継続的に活動を行っている団体かどうか  ・団体の収支が健全であるか |  | ２２点 |
| 被災者支援の具体的方法について | ・被災者支援の内容が具体的になっているか  ・被災者に対し、有効的な支援を行えているか  ・多くの被災者に対し、支援が可能か |  | ２２点 |
| 被災者支援の実施体制について | ・被災者支援業務に従事する者が多く確保されているか  ・実施管理者、従事スタッフが確保されているか  ・被災者支援の業務マニュアルが整備されているか  ・被災者支援の方法が具体的かつ明瞭であるか |  | ２２点 |
| 年間使用計画について | ・平時における活用方法が明確であるか  ・実現可能性のない計画になっていないか |  | １１点 |
| 維持・管理計画について | ・支援資機材を維持できる能力があるか  ・保管場所をきちんと確保できているか |  | １１点 |

（審査方法）

1. 予算額を上回る申請があった場合は、上記の評価基準基づき審査を行う。審査員の採点方式

により、最も高い得点を得たものから採択するものとする。なお、同得点の者が複数名いた場合は、審査委員の多数決を行い、次点の者を決定する。多数決で同数の場合は、審査委員長の判断をもって採択とする。

（１）配点基準

　　　　配分点については、採択申請書等の記載内容が大変優れている場合など、その程度により１点から１１点の６段階評価とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大変優れている | １１点 | 普通 | ５点 |
| 優れている | ９点 | やや劣る | ３点 |
| やや優れている | ７点 | 劣る | １点 |

　　（目安）

（２）得点

　　　　各審査委員の採点を集計し、その合計点を申請者の得点とする。

（その他）

第５条　第３条及び第４条に記載した以外のことについては、審査委員が協議の上、決定する。

２　採択に当たっては、実施要領及び実施要綱の要件を満たす者を対象とする。

３　その他、審査評価等の取扱いについて、必要な事項は、別途定める。

（別表１）審査委員

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　属 | 役　　　職 |
| 協働・共助推進室 | 室長 |
| 生活環境企画課 | 課長 |
| 防災対策企画課 | 課長 |

審査表（○○〇〇）

５月　　日（　）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配分  （点） |
| 団体情報について | ・継続的に活動を行っている団体かどうか  ・団体の収支が健全であるか | ２２ |
| 被災者支援の具体的方法について | ・被災者支援の内容が具体的になっているか  ・被災者に対し、有効的な支援を行えているか  ・多くの被災者に対し、支援が可能か | ２２ |
| 被災者支援の実施体制について | ・被災者支援業務に従事する者が多く確保されているか  ・実施管理者、従事スタッフが確保されているか  ・被災者支援の業務マニュアルが整備されているか  ・被災者支援の方法が具体的かつ明瞭であるか | ２２ |
| 年間使用計画について | ・平時における活用方法が明確であるか  ・実現可能性のない計画になっていないか | １１ |
| 維持・管理計画について | ・支援資機材を維持できる能力があるか  ・保管場所をきちんと確保できているか | １１ |
|  | 合　計 | ８８ |

|  |
| --- |
| 気になる点、アドバイス等 |
|  |